

す證書に五圓以上は金高一萬分の五の割合に收入印紙を貼用す。

商法 總則

第四十三條 會社は合名會社、株式會社、株式合資會社、の四種とす。

合資會社の設立

第四十九條 合名會社を設立するには定款を作ることを要す。

第五十條 合名會社の定款には左の事項を記載し各社員之に署名することを要す。

一、目的

二、商號

三、社員の氏名住所

四、本店及び支店の所在地

五、社員出資の種類及び價格又は評價の標準

第五十一條、會社は定款を作りたる日より二週間に其本店及び支店の所在地に於て左の事項を登記することを要す。

一、前條第一號乃至第三號に掲げたる事項

二、本店及び支店

三、設立の年月日

四、存立時期又は解散の事由を定めたるときは其時期又は事由
五、社員の出資の種類及財産を目的とする出資の價格
六、會社を代表すべき、社員を定めたるときは其氏名
七、數人の社員が共同し社員が支配人と共同して會社を代表すべき
ことを、定めたるときは其代表に關する規定

會社設立の後支店を設けたるときは其支店の所在地に於ては二週間
内に前項に定めたる登記をなし本店及び他の支店の所在地に於ては
同期間に内に其支店を設けたることを登記することを要す。

株式會社設立

本店又は支店の所在地を管轄する登記所の管轄區域内に於て新たに
支店を設けたるときは其支店を設けたることを登記するを以て足る
を要す。

商法第一百十九條 株式會社の設立には七人以上の發起人あることを
要す。
第一百二十條 發起人は定款を作り之に左の事項を記載して署名する
ことを要す。
一、目的

二、商號

三、資本の總價

四、一株の金額

五、取締役が有すべき株式の數

六、本店及び支店の所在地

七、會社が公告をなす方法

八、發起人の氏名住所

第一百二十一條 前條第五號乃至第七號に掲げたる事項を定款に記載せざりしこときは、創立總會又は株主總會に於て之を補足する事を得

前項の株主總會の決議は第二百九條の規定に従ひて之れを爲すこと

を要す。

第一百二十二條 左に掲げたる事項を定めたるときは之を定款に記載

するに有らざれば其効なし。

一、存立時期又は解散の事由

二、株式の額面以上の發行

三、發起人が受くべき特別の利益及び之を受くべき者の氏名

四、金錢以外の財產を以て出資し目的と爲す者の氏名其財產の種類價格及び之に對して與ふる株式の數

五、會社の負擔に歸すべき設立費用及び發起人が受くべき報酬の額

第一百二十三條 發起人が株式の總數を引受けたるときは會社は之に因りて成立す此場合に於ては發起人遲滯なく株金の四分の一をとらざる第一回の拂込を爲し且取締役及び監査役を選任することを要す此選任は發起人の議決權の過半數を以て之を決す

第二十四條 取締役は其選任後遅滯なく第一百二十二號第三號乃至第五號に掲げたる事項及び第一回の拂込を爲したるや、否やを調査せしむる爲め検査役の選任を裁判所に、請求することを要す

實業家の缺點

資本主義財界要言

武藤山治氏談

此の數年來思想問題が喧しく宣傳されるに從ひ資本主義に對する、世間の反感は漸次其色彩を濃厚ならしめつゝある様であるが、予をして言はしむれば、夫れは資本主義、其物が悪い爲めではなく全く理解なく明なき資本家に誤れたる罪であると考へざるを得ない蓋し産業發展上、資本と労力を必要とする以上、資本家と労働者は互に親善關係を保持して共榮すべき筈であるに拘はらず、

我國の資本家は、動ともすれば、自分の利益打算のみに重きを置き富の分配とか、労働條件の改善とか乃至は労働者の地位、向上と言ふ様な労働者側の利益増進に對しては冷淡無理解の風があるからであるのである。

若し資本家が人類進歩の上に必要な此等の重要問題を對象として、資本運用の衝に當るならば、現に起りつゝある、反感の如きは或る程度まで、緩和する事も出來やう、

場合に依つては雲散霧消せしめる事も出來やうと思ふ、

不幸にして未だ多くの資本家が此點に着眼せず依然として資本萬能ふ缺點がある爲めであつて此弊風は一日も早く改めねばならぬと思ふのである。

最近の顯著なる一例として、帝蠶會社の態度に見よ。

同社は絲價暴落の際製絲業維持救濟の爲めに政府から莫大の保護を受けて現出した會社であるが、絲價釣上げに依つて、儲けた利益の處分を議するに當り少しも他の

方面に對する考慮を拂つては居らぬではないか。

當然下落すべき絲價を政府の補助金に因つて喰ひ止め却て絲價の釣り上げを試みた結果他に大なる犠牲者を出すに至つた事は見逃すべからざる所である、其犠牲者とは他なし、絹布業者であつて、絹布も統價崩落に従ひ多大の値下りを見るに至つたが、政府から何等の保護を受けなかつたのみか其原料たる生絲の値を釣り上げられた結果として非常な損失を蒙つた事實があるのである。

若し日本の實業家が自分の事のみを考へずして人の爲をも考へるならば帝蠶會社の人々が政府の保護に因つて得た利益は之を政府に

返納するか、然らずんば、絹布業者の損失補償として提供するのが本義ではあるまいか。

我社が曩に株主總會の議を經て一般失業者救濟のために三十萬圓を支出する事にしたのは、即ち斯うした意味合から出發したものであつて鐘紡の株主と使用人職工とが共榮して行くのはよいが世間には多數の失業者の群を見んとする、際であるから、夫れ等不幸悲惨なる人の、境遇に同情して幾分なりとも其の苦痛を輕減し延ひては、思想の動搖悪化を防止する上に効果あらしめたいとの微衷より出でたものに外ならぬのである。(時事拔選)

普選調査

當面の問題

普選調査會の事は未だ聽いて居ないが我輩一個の意見を云へば政友會内閣は既に選舉權の擴張を實行して市町村會議員の選舉權を擴張し全國中その三分の一は既に行ふて居る來年度に於て施行せらるべき府縣會議員選舉に於ても亦行はれる事になつて居る、選舉權の擴張並に之が取締或は選舉界の革正と云ふ事は今更ら調査會等を設けないでも實現さるべきものである、人智の程度、國民の品位と、

云ふ事も考慮せねばならぬことで實際問題として穩健着實に徐々と實現して行くのが、政治家として最も大切なことである。

憲政會の諸君のやうに普通選舉を施行すれば凡ゆる社會の病弊不滿等が一時に解決されるが如く考へるのは我輩の同感出來ぬ點である殊に考慮しなければならぬのは新聞の論調であつて新聞紙は輿論の代表機關であると共に。社會の指導者であるから社會よりは一步も二歩も否數進んでゐるのである之を執つて以て直に實行することは到底能はざる所であるが、さればと云ふて爲政者が新聞の理想論を批難することは感心しない、理想と實行とが生きた社會に往々、

一致せぬと云ふのは動かす可からざる論理だ。(高橋是清子談抜選)

本書は何人も一讀すべき國家の寶典なり
文化より青年へ。

文化ご青年終

大正十一年九月十五日印 刷

大正十一年九月十八日發 行

大正十一年十月十日再版發行

東京府日暮里町日暮里千百二十一番地

著作兼發行者 玉崎長

東京市芝區櫻田佛前町六番地

印刷者 橫田五十吉

東京市芝區櫻田佛前町六番地

印刷所 進盛舍

不許
複製

發行所

文化俱樂部

東京府日暮里町日暮里千百二十一番地

振替口座東京六一五七九番

新編常識

大正

樂

書

明治三十一年十一月再版
著者　山本義徳　監修　大谷久吉

新編常識

明治三十一年十一月再版
著者　山本義徳　監修　大谷久吉

國民常識教育普及會趣旨

時代の惡風潮に反抗して立ち之れが矯正の策を講ずると同時に其德義を教へ、其品性を教へ忠誠以て皇室を奉じ、殊に現代の青年に對し缺くべからざる常識智識の趣味を注入し健全なる、國民を養生せんと欲す。

方 法

- 一、多様の著書を刊行し
- 二、人世處生に有益なる、故人の、格言を引用し之れに適切の批評を附し、以て青年精神教育養生の基調とす。
- 三、普通選舉制實施の豫備教育を普及す。
- 四、貴族と平民、富豪と貧人、學者と俗人、經濟と人文、國富との

關係を益々緊密ならしめ進みては之を現代の大問題たる社會經濟の一助たらしめぬと欲する目的を以て活動寫眞を使用し普く全國を遊説す。

四、高徳碩學の士を聘し到る所に講演會を開催す。

五、本會の目的を達せんがため代理部を設け文化俱樂部と名命す。

國民常識教育普及會

附屬文化俱樂部

199
160

終

